

平成24年第4回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成24年12月 5日
 本日の会議 平成24年12月17日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒 井 通 博 君 議 事 課 長 村 山 和 聡 君
 参 事 浜 野 洋 子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 浜野 哲夫 君
教 育 長 黒田 義和 君	会 計 管 理 者 中山 祐一 君
総 務 部 長 葉山 義文 君	企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	建 設 部 長 鈴木 典秀 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	教 育 次 長 勝本 真二 君
政 策 推 進 室 長 松添 高明 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
財 務 課 長 宮崎 望 君	管 財 課 長 山下多喜男 君
税 務 課 長 田平 俊則 君	収 納 推 進 課 長 村山 政秀 君
企 画 課 長 松浦 篤美 君	地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君
環 境 対 策 課 長 益富 雅彦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	福 祉 課 長 西平 隆邦 君
農 林 水 産 課 長 浜口 務 君	管 理 課 長 吉村 了 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	都 市 整 備 課 長 日野 勉 君
水 道 課 長 谷口 一美 君	下 水 道 課 長 浦川 圭一 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉村 邦彦 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君
会 計 課 長 酒井喜代彦 君	

会議録署名議員

3番 内村 博法 議員

5番 分部 和弘 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 13時30分

散会 15時25分

平成 2 4 年第 4 回長与町議会定例会

議事日程（第 5 号）

平成 2 4 年 1 2 月 1 7 日（月）

午 後 1 時 3 0 分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	5 5	長与町暴力団排除条例	総務
2	5 6	長与町使用料・手数料に係る消費税の内税表記に伴う関係条例の整理に関する条例	総務
3	5 7	長与町職員定数条例の一部を改正する条例	総務
4	6 2	平成 2 4 年度長与町一般会計補正予算（第 4 号）	総務
5	5 4	長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	文厚
6	6 3	平成 2 4 年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	文厚
7	5 8	長与町林業開発促進資金貸付条例及び長与町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例	建産
8	5 9	長与町水道給水条例の一部を改正する条例	建産
9	6 0	長与町公共下水道条例の一部を改正する条例	建産
1 0	6 1	長与町公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例	建産
1 1	6 4	平成 2 4 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	建産
1 2	6 5	平成 2 4 年度長与町水道事業会計補正予算（第 1 号）	建産
1 3	発委 1	長与町議会会議規則の一部を改正する規則	
1 4	発委 2	長与町議会委員会条例の一部を改正する条例	
1 5		議員派遣の件	
1 6		委員会の閉会中の継続調査の申し出	

付託予定の委員会

議長

(山口経正議員)

皆さん、こんにちは。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第55号、長与町暴力団排除条例、日程第2、議案第56号、長与町使用料・手数料に係る消費税の内税表記に伴う関係条例の整理に関する条例、日程第3、議案第57号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第62号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第4号)を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任
委員長

(佐藤 昇議員)

報告いたします。

去る12月10日、本会議におきまして総務常任委員会へ付託を受けました議案につきまして、審査結果を報告いたします。

まず、議案第55号、長与町暴力団排除条例につきましては、12月11日9時30分から、委員全員出席のもと、説明員として山田企画振興部長、交通地域政策課長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い、審査いたしました。

主な内容は、暴力団の排除に対して長崎県暴力団排除条例が4月1日に施行され、県下市町でもすきのないように足並みをそろえて暴力団排除に取り組むための条例であり、町、町民、事業者等が一体となった取り組みを推進し、安全・安心で平穏な生活を確保するために本条例を制定することでありました。

第1条から17条までそれぞれの内容の説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑として、暴力団及び暴力団員をどのようにして見きわめるのかという質疑に対し、公共工事あるいは不当要求があったときには県警に照会し、基本的には口頭で回答がある。ただし、一般の人がこの人は暴力団ですかと照会しても回答はないとの答弁でした。

暴力団、暴力団員とわかったとき、町はどういう対応をするのかという質疑に対し、県警から対応方針が示され対応する。例えば暴力団追放運動をしている人を攻撃しようとする、段階に応じて見守り、機械による保護、身辺警護を行うとのことでした。

長与町には暴力団員が何名いるのかという質疑に対し、県警によると県内に20数カ所の事務所が存在するということしか公式には発表していない。ただし、県の暴力追放運動推進センターの発行している冊子によると、23年12月末現在で長崎県内に5団体、540名いるとのことである。時津署に聞いたところ、長与町において6名現認しており、視察中であるとの答弁でした。

公共工事などの下請に対するチェックはどうするのかという質疑に対し、入札後、元請会社提出の下請りリストにより確認できる。契約書の中に契約を

解除できるという項目を明記するという努力義務があるので、そこでチェックできるとの答弁でした。

条例制定後の広報啓発活動はどのように考えているのかという質疑に対し、現在も県や時津署管内で行っている暴追運動は継続していく。来年4月には全市町施行されるので、新たに県が啓発活動に力を入れていくということなので、本町も足並みをそろえて取り組みたい。議案が通れば広報紙、ホームページなどで広報啓発に努めたいとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、長与町使用料・手数料に係る消費税の内税表記に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、12月11日、委員全員出席のもと、説明員として葉山総務部長、山田企画振興部長、田島生活福祉部長、鈴木建設部長、勝本教育次長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い、審査いたしました。

改正内容は、基本的に内税方式へ統一するもので、現行の外税方式の条例中、使用料の額について100分の105を乗じていた額の規定を削除し、別表等において総額表示をする。冷暖房、シャワー使用料、自販機関連の使用料及び駐車場の普通使用料については、現行の金額をそのまま税込み金額として規定するものでありました。

主な質疑として、使用料については、管理費の約10%を考えると前町長は答弁している。今回の改正は内税方式への表記が主なものだが、使用料、手数料の改正はいつなされるのかという質疑に対し、平成18年に検討委員会を設置し、検討した。経済状況の悪化により19年に改正は当面行わないと決定した。介護、国保の値上げなどもあり、その後も行わなかった。消費税の改定の折か25年度に見直しをすることを考えているとの答弁でした。

例えば丸田荘の入浴料は105円であり、10円未満の消費税は切り捨てるので、実際は100円である。2名で行くと条例上は210円徴収しなければならないが、実際は200円しか徴収していない。町民プールの子供は1回で支払うと100円で、回数券を購入すると1,050円になり、消費税が発生し、回数券を購入するお得感もないが、どう考えているのかという質疑に対し、料金改定時に検討するとの答弁でした。

上長与地区公民館の入浴料に関する料金表示はどうなっているのかという質疑に対し、現在は50円、100円と表示されており、今後は条例どおり52円、105円と表示をし、端数についてはいただかないとただし書きをするとの答弁でした。

中尾城公園の草スキー代210円を200円に改定している。この部分ができるのであれば、ほかの部分もできるのではないかという質疑に対し、自動券売機などで改定したとの答弁でした。

端数がつくと支払う側も徴収する側も面倒である。せっかく今回改定するのであれば、あわせて今までの金額に税込みにしてよかったのではないかという質疑に対し、消費税分が153万円の減収になる。影響額が大きいので、

今回はエアコン使用料などにとどめ、25万円の減額におさめたとの答弁でした。

この条例に係る例規集の差しかえ費用は幾らかという質疑に対し、50万円程度であるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で否決すべきものと決しました。

総務常任委員長として、異例ではありますが、総務常任委員会の総意を申し上げさせていただきます。

附帯決議をして付議するつもりでしたが、否決されましたので、こういう形をとらせていただきます。

料金は改定しないと言いながら、草スキー料は実質値下げになっている。そういうことであれば、ほかの料金も改定できたのではないのでしょうか。

また、端数処理が要らなくなった条例でも文言がそのまま残っています。25年度中にも全体を見直すということであれば、例規集の差しかえに再度50万円かかります。1回の改定で済ませべきであります。外税表記の分をゼロゼロ円に切り捨てると約150万円の減収になるということですが、使用料については基本的に町内者は無料で、町外者が使用する規定であります。実質値上げも含めて、せめて50円単位の料金設定にすべきであります。住民目線に立ったわかりやすい、そして住民福祉、公平性、受益者負担を考えた使用料、手数料の早期改定を求めます。平成18年からの懸案事項であり、若い吉田町長の決断を期待します。

次に、議案第57号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例は、12月11日、委員全員出席のもと、説明員として葉山総務部長、古賀課長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い、審査いたしました。

職員定数を225名から229名に改正するもので、町長部局が3名、教育委員会が1名、定数増になるものであり、今後数年間の大量退職者に備え、また、業務や事務の増加に対応するため、新規採用、再任用を含めた計画案でありました。

主な質疑として、昨年定年退職者の再任用状況はどうなっているのかという質疑に対し、役場職員としてではなく、公共施設の館長など、非常勤の特別職としてほぼ全員が雇用されているとの答弁でした。

今後の再任用の基本的な考え方はという質疑に対し、年金の支給年齢が段階的に上がるので、年金が支給されるまで雇用できるように考えているとの答弁でした。

4名増員する根拠は何かという質疑に対し、子育て支援、情報インフラの整備、大型事業の継続、また新規事業などに対する業務量の増、権限移譲に対する事務量の増、教育委員会全般として体制の整備と事務量の増など、増員に対する理由は示されましたが、4名増員の算出根拠は示されませんでした。再度質問すると、平成24年3月に内部で定めた職員の適正化計画で定めた229名が根拠の一つであるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第4号)に

つきましては、12月12日9時30分から、委員全員出席のもと、説明員として浜野副町長、黒田教育長、葉山総務部長、山田企画振興部長、田島生活福祉部長、鈴木建設部長、勝本教育次長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い、審査いたしました。

歳入歳出それぞれに2,479万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ127億7,192万円とするものであります。

主な内容は、職員の人事異動による給与の減額、県の安心こども基金を活用した認可外保育施設運営支援事業、予防接種の委託料、県の補助金を利用したイノシシ対策事業、長与駅西側のトイレ設置費用などでありました。

主な質疑として、長与駅トイレの事業費など内容を伺うという質疑に対し、総事業費は900万円で、町はそのうち450万円をJR九州に補助する。エレベーター設置費用など一括発注するので、入札の差額があるのではと考えているとの答弁でした。

認可外保育所補助金の考え方と対象となる園は幾つあるのかという質疑に対し、認可外保育所は町内に3園あり、今回対象となる園は1園であり、県の要綱に当てはまらない園が2園ある。ですから要綱を満たす園は1園であるとの答弁でした。

年金ネット加入用の備品購入費42万円が計上されているが、どのような仕組みで、どのように活用するのかという質疑に対し、専用のパソコンとレーザープリンターである。これまで照会先であった市町村情報システムが使えなくなるので移行しなければならない。国民年金に加え厚生年金も照合できるので、加入状況がすぐわかり、窓口対応もスムーズになるとの答弁でした。

交通安全対策として町道の工事費が計上されているが、具体的には何かという質疑に対し、通学路の路側帯の整備や交差点のカラー塗装を予定しているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長 (山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第55号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第56号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第62号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第55号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

- 次に、賛成討論はありませんか。
- 7番、金子 恵議員。
- 7番 (金子 恵議員)
- 議案第55号、長与町暴力団排除条例に対し、賛成の立場で討論いたします。
- 暴力団の資金源を絶つため暴力団対策法が平成4年に施行されてから約20年近く経過しますが、その勢力は横ばい状態で、減少する方向に至っていません。現在の暴対法は、暴力団に対し根本的な打撃を与えることができていないと言わざるを得ません。しかし、暴力団に的を絞った直接的な規制としての暴対法、警察は刑法を初めとした刑罰法規を適用し、厳しく対処しています。
- 本条例は、町民、事業者一丸となって暴力団の排除に取り組むためのもので、必要な内容を整備したものに なっています。条例制定が抑止力となること、その結果、町民等の安全が図られ、安心して生活できることを目的としていることなど、必要なものと判断し、賛成討論といたします。
- 議長 (山口経正議員)
- 次に、反対討論はありませんか。
- 次に、賛成討論はありませんか。
- 6番、安藤克彦議員。
- 6番 (安藤克彦議員)
- 私は、議案第55号に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。
- 九州で3番目に施行された平成22年4月の長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例、そして本年4月の長崎県暴力団排除条例、10月には改正暴力団対策法の施行と、暴力団に対する包囲網は厳しいものとなっております。
- しかし、その一方、組織の潜在化、活動状況の不透明化が顕著となっており、企業活動や証券市場への参入、行政機関を対象とした不当な要求など、さまざまな分野において資金活動を活発化することで組織の温存を図っているとされており。
- 町が本条例を制定することは、町の責務、町民の役割を明確にするとともに、暴力団排除の意思を改めて明確に表明することであり、今後も町、住民、企業、警察、関係機関が連携を図りながら暴力団の排除に努めていくことが重要であります。
- 安全な地域社会づくりの一助となるために、本条例の成立を願い、賛成討論といたします。
- 議長 (山口経正議員)
- 次に、反対討論はありませんか。
- 次に、賛成討論はありませんか。
- 3番、内村博法議員。
- 3番 (内村博法議員)
- 議案第55号、長与町暴力団排除条例につきまして、私は賛成の立場から討論いたします。

本条例は、町民の安全と平穏な生活を確保するという基本理念に沿って制定されており、その意味ではおおむね妥当な内容と判断しております。

3点を要望しまして賛成の意見といたします。

1点目として、町民や町職員の安全をどのように担保していくか、具体的な対応や措置が必要であります。町民、関係行政機関との相互の連携及び協力をうたっておりますが、トラブルの事前防止、起こった後の処置について、どのような具体的な対策をとっていくかが重要ですので、十分対策を検討していただきたいと思っております。

2点目として、本条例では、町が実施する入札及び町が行う各種契約において参加させないことになっておりますが、また、これには下請も含むことになっております。どのような具体的な措置、チェック体制をとっていくかも今後重要な課題であります。契約の解除だけではなくて、しっかりとした対策をお願いしたいと思います。

3点目として、町民等の禁止項目として、暴力団の威力の利用禁止、利益供与の禁止が条文にうたわれていますが、これに違反した場合はどのようにするのか、その措置など、今後具体的に早急に詰めて町民に知らせる必要があります。

本条例を真に実効あらしめるためには、以上述べました具体的な措置や対策の担保が不可欠であります。

以上を要望しまして、賛成の意見といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第55号、長与町暴力団排除条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第56号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

7番、金子 恵議員。

7番 (金子 恵議員)

議案56号に対し、反対の立場で討論いたします。

自治体における公共施設の使用料、手数料は、その対価として広く町民から徴収されるものであります。本町においては、公民館などの公共施設などは収益を目的とせず、住民福祉の観点から無料で使用でき、多くの町民の憩いの場、運動の場として提供されています。

しかし、町外にお住まいの方、目的外使用の場合、入場料を徴収して使用する場合は有料となっています。また、施設の電気、水道代など、維持管理経費に関しても利用者に負担していただいています。

今回の改正は、金額はそのまま、内税表記とするものですが、そのことが住民に対しわかりやすいものになっているかという点では疑問を感じます。例えば改正案の中の第16条、長与町老人福祉センター丸田荘設置及び管理に関する条例では、丸田荘浴場施設使用料は中学生以上105円、小学校以下52円、町外者157円になっています。しかし、実際の徴収は10円未満を切り捨て、100円、50円、150円です。これらは紛らわしい表示であり、条例にうたっているからということでしょうか、いかにも画一的な行政目線であり、住民には混乱を来す表示となっています。住民の利便性、住民目線に立ち、支払い総額をわかりやすく、また、理解しやすいものにするべきと考えます。

前回改正検討は平成18年に行われたということですが、今後、利用者になじむサービス、利便性、負担の適正化に努めるべきと思います。

公共市政における行政サービスは、サービスを行う行政においても、効率的な施設運営とともに、事務の効率化などを進め、利用者の利便性を図り、理解を得られる使用料設定に努めなければいけないというのが基本です。受益と負担の公平性の確保と住民福祉の観点、理解を得られる使用料設定など、トータルとしての向上を主な目的とし、見直すべきと考えます。財政状況などに振り回せられない使用料の改定により、利用者数の大幅な減少を招くことがないように配慮することも必要ではないかということも申し添えておきます。

今回改正に伴う事務経費として、約50万かかるとの答弁もありました。その費用も一度で抑えるべきであると思いますし、検討課題が残るこの現状では、問題点解決後に改正自体を行うべきと考え、反対といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

12番、喜々津英世議員。

(喜々津英世議員)

私は、議案第56号、長与町使用料・手数料に係る消費税の内税表記に伴う関係条例の整理に関する条例に賛成の立場で討論をいたします。

消費税法の改正により、平成16年から消費税の総額表示が義務づけられました。しかし、本町の条例では消費税の内税及び外税方式が混在していたことから、同僚議員の一般質問でも、紛らわしい、統一すべきだ、改善を求めてきた経緯があります。本年3月定例会で当時の町長が改正すると答弁をされたと記憶いたしております。その結果、今回条例改正案が提案されたと理解をいたしております。

今回の改正は、内税方式への統一と、それに伴う所要の整備が行われたもので、利用者から徴収する額に変わりはなく、利用者の新たな負担増につながるものではないと理解をいたしております。逆に冷暖房シャワーなどの使

用料、町営駐車場の使用料などは現行の金額を税込み金額として定めており、これは自主的に使用料の引き下げではないかと考えております。

したがって、今回の改正案は、税表記の統一と、統一に伴う所要の整備であり、何ら反対する理由が見当たらないと私は思っております。

しかし、先ほど総務委員長からは、全会一致で否決したとの報告がありました。報告の中に、25年度に所要の見直しも行う予定ということがあったということでありますけれども、これまでばらばらであったものを統一をするという提案が否決されたということについて、正直に驚きを禁じ得ません。先ほど来、今回の改正で例規集の印刷等で50万ぐらいかかるということもありましたけれども、26年4月から8%ということが決定をいたしておりますけれども、これも景気動向がありますので、現状ではどうなのか非常に不透明であります。この論法でいきますと、消費税は27年の10月には最終的に10%までになるわけですので、じゃあそのときまで待って改正すればいいじゃないかということにもなるわけであります。

私は、現行のやっぱり不条理な、同じ行政体の中で内税、外税の表記が混在している、そういう紛らわしい問題を解決するのが今回の提案であったと思いますけれども、そういった意味では、条例が改正をされれば経費がかかっても、それは条例の差しかえ整備はせんばいかんというふうに思っております。

また、別表と現実に支払う金額が違うということで、紛らわしいということのようでありましたけれども、確かに別表では税額を総額で表記をいたしております。したがって、端数が出てまいりますけれども、これも条文で10円未満の端数については切り捨てるということがありますので、実際の徴収現場においては、切り捨てた金額を表示して、それを徴収をするということに何ら私は問題がないと、実際徴収する金額と例規集に定めた別表の金額が違うから、これはおかしいというのは、私は当たらないというふうに考えております。

私は、この使用料、手数料の条例が見直す時期に来ておるということは私も感じております。本町は、ごみ処理施設、それから図書館等の建設を初め、老朽化した公共施設の整備などで歳出がふえることは明らかであります。一方で、税収の増は望めない状況にあると考えます。今後、自治体経営に大きな影響を及ぼすことは間違いありませんけれども、そういった意味でも歳入の確保と歳出の見直しは急務であると考えております。

この際言わせてもらえば、今回の条例に絡んででありますけれども、条例では10円未満の端数は切り捨てるというふうになっております。民間の事業者で消費税の額を切り捨てて放棄するという業者はないと思います。地方公共団体も税法上は法人でありまして、課税の事業者となっておるわけでありますから、定められた料金は当然徴収をするというのが当たり前だということに私は思っておりますけれども、条例で10円未満の端数は切り捨てるということがありますので、現行は放棄もやむを得ないと考えておりますけれども、こういった問題も含めて、使用料、手数料の条例の改正につい

ては今後検討をしていただきたいと、そういう思いです。

今申し上げたことも踏まえて見直しをお願いをして、私は、議案第56号の賛成討論といたします。以上です。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

私は、本議案に反対の立場から討論いたします。

同僚議員も申しましたが、本町の各施設は、住民福祉の向上と健康増進を目的とした施設であり、利益が目的ではないと考えます。そういう意味では、今回の使用料、手数料は、住民サービスの視点から、やはり見直すべきだというふうに考えます。

今回の見直しは、駐車場料金の支払いのときの不便性、また、施設の冷暖房費の、ここも支払いのときの不便性の部分では改正をされております。しかし、施設の使用料や入浴料など、条例の中で、これまでの金額に消費税を加算した金額が内税表記とされたことにより、非常にわかりにくくなっています。委員長報告でもありましたし、同僚議員の討論でもありましたが、特に入浴料などでは同僚議員が申した内容であります。

また、先ほど賛成議員の討論もありましたけども、ここでは条例に従って、窓口で表記は105円、52円と表記するという説明がありました。しかし、この端数を処理するというので、実際は100円、50円の徴収しかしない。そもそもこうした入浴料は、複数料金の発生が考えられない中で、無理に消費税を課した金額にすることによって、利用者が非常に戸惑う部分があるのではないかというふうに考えます。

また、使用料の収入は、消費税抜きの金額であります。本来ならば使用料は、実際は消費税も加算された金額が使用料の収入となっております。条例の金額が端数が生じないような内税表記にしても、私は何ら行政運営に支障は考えられない、今の金額を端数を切り捨てて内税表記にしても何ら考えられないというふうにあります。ここも委員長報告でありましたが、こうした仮に端数を切り捨てた内税表記にした場合に、153万円の収入が減収するというふうにありました。しかし、これこそ行財政改革の中で、むだを削れば補える金額ではないかというふうに考え、今回の改定そのものが住民サービスの視点でないと思われるので、反対討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

11番、岩永政則議員。

11番

(岩永政則議員)

私は、議案第56号、長与町使用料・手数料に係る消費税の内税表記に伴う関係条例の整理に関する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

本議案の提案に際し、吉田町長から提案理由の説明がございました。その中で一つは、現在の状況の説明として、一つは、現在、消費税の内税、外税

方式が混在をしている状況にあること。2つには、これまでの議会においても始終指摘があっていたこと。したがって、これらを踏まえて、今回の一部改正を提案をされ、その改正のねらいは、その1つには、基本的に内税方式への統一を行うこと、2つには、現行の外税方式の条例中、使用料の額について、100分の105を乗じて得た額の規定を削ること、3つには、別表等の額を総額表示すること、4つには、住民の利便性を考慮し、冷暖房使用料、シャワー使用料、町営駐車場の普通使用料等について、現行の金額をそのまま税込み金額と規定する、このようになっておりました。

したがって、今回の条例の一部改正の大きな目的は、ねらいは、内税並びに外税の混在をなくし統一することが大きな目的であることに我々は着眼すべきであり、また、これを踏まえて審議を尽くすべきだと私は思っていたところであります。

また、同じく条例の審議の中で大事なことは、私どもが考えなければいけないのは、憲法あるいは法律、県条例等に違反していないかについても着眼をすることを常に念頭に置きながら審議をなすべきだ、このように考えております。

先ほどの議員の討論の中でもありましたけれども、また、審議の過程においても耳にいたしておりましたけれども、これらを含めながら順次討論をしてまいります。

その1つは、使用料全体の見直しがなされていないとのことを耳にしました。これについては、先ほど着眼点を申し上げましたが、今回の執行者の提案は、内税方式への統一が主題であります。使用料全体の改正は今回提案をされていなく、改正をする考えがないのだと単純に私どもは理解をすべきであります。今後、提案があるのかないのかわかりませんが、提案がされたならば、そのとき慎重審議をすればよいわけでございます。もしどうしても納得できなければ、承知のとおり、条例案の修正動議等の方法もあり、行動に起こすことも可能でございます。よって、使用料全体の見直しが無いとの理由をもってこの議案を否決するには値しない、このように私は理解をいたしております。

それから、2つには、冷暖房使用料、シャワー使用料等のように、他の使用料も消費税を取らないようにとのことも聞きましたが、現行の条例でも消費税を徴収することになっていたものであり、そのような使用料の改定の提案はなく、今回は総額表示するだけのことでございます。今日までは、冷暖房使用料については、例えば町立公民館の場合の会議室の1時間の使用料は200円であり、これを2時間使用する場合は単純に200円掛け2掛け1.05、これは今回削除されましたが、1.05、こういう計算で420円となるわけです。この場合、例えば硬貨を100円を400円入れて、消費税相当の20円を納付書により徴収をしていたのであります。消費税の外税により、面倒でも当然それはそのように、私、社会教育時代でもそういう指導をしておりましたけれども、当然の業務でございます。これを今回の改正で消費税を含めて200円としたことは、住民の負担軽減、これは20円の軽減

になります。を、先ほど言いますように、事務処理の簡素化にも寄与する、そういう趣旨であろうというふうに私は理解をいたしております。まさに住民の視点からの改正案と、このように理解をいたしております。

今後も十分検討しながら、行政内部の経費節減を図りながら、住民の目線に立ってその軽減に努め、さらには全体的なこととしての各室の使用料についても、今日までの利用の実態、近隣市町の動向等も見定めながら、使用料の適正化に向けて努力をしていただきますように指摘をしておきたいと思っております。

よって、他の使用料も冷暖房等のようになっていないからといって、今回の改正を否決する理由は私には見つかりません。

さらに、3つには、今回の条例改正を行えば、例規集の追録に約50万かかる。先ほどもありましたけれども、それはむだだというようなことをちょっと耳にいたしました。が、条例の一部改正は、時期を失せず、適宜適切に行わなければ、住民生活に多大の不利益を与えかねません。改正をいたしますと、例規集の差しかえは当然であります。また、常に最新のものでなければなりません。条例は必要に応じて改正するものであります。例えば追録にかかる経費がむだであるとのことから条例改正を1年間まとめて行うなど、このようなことはあり得ないことであります。したがって、適宜適切に条例制定並びに改正がされたならば、例規集の差しかえは早期に行うことが必要であり、先ほども言いましたように、常に最新のものとしておくことが当然でございます。また、その差しかえに要する経費は当然、また必然的に必要経費であるというふうに考えるべきが適当と思っております。

よって、これがむだな経費であるかのような議論は検討にも値しないし、これをもって本議案を否決するには値しないというふうに考えております。

4つには、別表に全体の表示も見られ、10円未満を切り捨てになる、住民にわかりにくい、わかりやすくすべきだとのこともありました。これはあくまで1時間単位のものであります。今日まで外税であったものを内税に統一するということが今回の議案の最大の目的であります。例えば公民館の大ホールの使用料の場合は今回1時間735円です。これを3時間使用する場合は使用料は単純に735円掛け3で2,205円です。10円未満は切り捨てでありますので2,200円となります。実にわかりやすい表示であり、また、現場においての取り扱いも従来と変わりありません。

ちなみに従来は、変わらないといいますが、従来は700円掛け3掛け1.05イコール2,205円となります。10円未満は切り捨てでございます。よって2,200円徴収することになるわけです。従来は電卓を使って計算をしてきたようなこともございますけれども、今回の改正後は別表を見て、そのまま徴収すればよく、実にわかりやすく、何がわかりにくいのか私には理解できません。

今回の改正についての提案理由をよくよく理解して、さらには先ほど申し上げますように、改正ポイント、内容を整理して考えていきますと、本条例を否決するに値する理由は一つも私には見つかることができません。したが

いまして、以上の理由から、本条例改正について賛成の意を表し、賛成討論といたします。終わります。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

私は、本議案に反対の立場から討論をいたします。

本条例の提案に関しましては、そもそも同僚議員の一般質問、さらには総務常任委員会の中で指摘を行ってまいりましたが、その上でのことだと一定の理解はいたします。しかし、その中での主張は、ただ単純に消費税相当額をプラスしての内税表記を求めていたのではなく、現行の使用料や手数料に税相当額を含めるものとする考えを基本とし、受益者負担の原則、町民の利便性や公平性を考え、値下げや値上げを総合的に考えることを求めていたのであります。すなわち、本条例の中でも改善されておりますが、エアコンやシャワー使用料のような改善を求めていたのであります。しかし、本提案は、一部意に沿うよう改善された条文もございましたが、利用者の利便性、公平性を考えると、多くには賛成いたしかねます。

また、執行部の答弁では、本改正は単なる条例整理であること、この条例改正には概算で50万円程度の経費がかかること、これは先ほどもいろいろあっていますが、今後、消費税増税にあわせて使用料の見直しを行うことと答弁がありました。おかしくないでしょうか。自分のポケットからこの経費を出すならば、本当にこんな改正をするのでしょうか。さらなる改正を検討しているならば、今の段階で暫定的な整理は必要ありません。今回で50万円なら、次回の改正と合わせると、その倍程度の経費がかかるものと予想されます。そもそも一般会計においては、国への納税義務のない本町が徴収するこれらの消費税はすべて町の財源になっていきます。消費税を町が徴収すること自体は制度上仕方がないことで、この場で消費税制度について議論するつもりはありませんが、今までの使用料にさらに税を上乗せすることは、便乗した値上げと言っても過言ではないと思います。単なる増税による使用料の改正が必要ならば、使用料を変えずに消費税相当分の割合をふやせばよいことです。使用料自体は変更は必要ないのです。

この使用料、手数料については、表面上だけでなく、抜本的な再検討を強く望み、本案に対する反対討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第56号、長与町使用料・手数料に係る消費税の内税表記に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、否決です。

したがって、原案について採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立少数)

議長 (山口経正議員)

起立少数。
よって、本案は、否決されました。
これから議案第57号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
3番、内村博法議員。

3番 (内村博法議員)

議案第57号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例について、私は、賛成の立場から討論いたします。

職員定数条例は、本来、野方図な職員採用を抑制するために、配置定数の上限を示すことが目的であります。今回、225人から229人という4人の増加の提案となっております。しかしながら、今後、町では多数の定年退職者が出てくること、既に民間では、高年齢者雇用安定法が改正されまして、退職後の厚生年金の無年金期間が発生することにより、雇用を希望する者全員について再雇用が義務づけられました。公務員の場合、再任雇用制度がありますが、現在、再任義務づけはされておられません。今後、法律の改正により、民間と同様な措置が出てくると予想されます。

また、一方、若者の雇用は現在非常に深刻な状況となっております。本町においては企業も少ないし、若年者の雇用が最大の課題であります。このような状況の中の4人定数増加はやむなしと考えております。今後、公務員の再任雇用制度がどのようになっていくか、現在詳細不明ですが、若者の雇用の状況や職場組合との協議など、周囲のいろんな状況を勘案していただき、定数については状況の変化に応じて弾力的な運用を望みたいと思います。

また、特別職及び一般職合わせた平成23年度の職員労務費は約20億円弱となっております。これは、長与町の自主財源が約44億円であることを考えますと、大きな金額であります。今後、採用増加によりさらに労務費は増加しますが、これをカバーするために今後一層の諸経費の削減、それから行政改革を徹底していただきたいと思います。

以上、意見を要望して、賛成意見といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
7番、金子 恵議員。

7番 (金子 恵議員)

議案第57号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例に対し、賛成の立場で討論いたします。

近年、住民のニーズは多様化している反面、自治体は少ない職員数で最大の効果を上げるといふ、ある種矛盾とも言える定数で、目的を実現するために効率化、最適化が求められています。適正な職員数は自治体ごとに異なり、財政状況、重点施策の方針などの違いなど、判断が難しいと考えます。今後、本町では、大量の退職者が続き、4名の増員だけでは町民サービスへの影響が出てくるのではないかとということも懸念されます。また、その影響は、時間外勤務、休暇取得にもあらわれるのではないのでしょうか。職員数の適正化は、いかに業務量に見合う職員数であるかということも重要と思います。本来ならば、職員数に余裕を持たせ、状況を見ながらの新規採用という形が望ましいのではないかと考えます。しかし、知識と経験を継承するためにも、再任用制度の活用ということ視野に入れ、少数精鋭の負担を招くことのないよう、業務の整理などを行うことにより、モラルの低下、メンタル面の問題、組織力の低下がなきよう申し添えて、賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第57号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第62号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番 (金子 恵議員)

議案第62号に対し、賛成の立場で討論いたします。

今回、長与町バリアフリー化設備整備費として450万円が計上されています。これは住民の要望も多く、駅西側にトイレが新設されるものであり、今回のバリアフリー化整備は1日3,000人が利用する駅を対象になされるものであり、JRに対し町が2分の1の補助になっています。本町は、全国的にも珍しく、1町に4つの駅を抱えており、住民の大切な交通手段となっています。その主要駅として、駅を利用される障害者の方、高齢者の方のため、早目の完成が待たれるところであります。

また、認可外保育施設運営支援事業補助金は、子育て中の若い世代への大きな支援となるものであります。産み育てやすい町を目指す本町にとって、

若い世代の定住など、まだまだ課題は山積しておりますが、地域での子育て支援を実現するため、必要なことへの税金の投入は未来の長与町への投資と考え、これからも期待したいと思います。

次に、感染症予防費として、これまで集団接種してきた生ポリオが不活化ポリオとなり、個人接種に変更ということで51万3,000円の減額、三種混合が四種混合になり、委託料として1,787万2,000円が計上されています。問題視されていた生ポリオが不活化ポリオとなり、これまで接種を受けたことのある乳幼児の保護者に対しては、その後の説明など安心できる対応をお願いしたいと思います。

以上、簡単ではありますが、町民の暮らしを第一に考えた予算計上という観点から、賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

私は、議案第62号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第4号)の議案につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

委員長報告にもございましたが、補正の主な内容は、全体を通して人事異動、退職による給与、報酬の増減と、あと県の補助金の、補助事業ですね、等でありました。事業費及び補助金並びに負担金の確定に伴う財源調整の補正であり、理解できるところでございます。

その中で、新規事業の1点、認可外保育施設運営支援事業について述べさせていただきます。

この件に関しましては、同僚議員とも一緒になってこの支援拡充についてこれまで私も頑張っただけでまいりました。長与町議会でも認可外保育所への支援拡充に関する請願を本年1月、定例会で採択したところでありますが、本補正で上げられたこの事業は、国と県が4分の3補助し、認可外保育施設に対して支援を行うものであります。

町は従来から、他市町に比べ認可外保育施設に対して良心的な対応をとられているものと理解しております。町のホームページにも認可外保育施設を掲載し、認可保育所に入るための要件に合わない保護者への橋渡し等を行ってきております。

御存じのとおり認可外保育施設のほとんどは経営難であり、経営者みずからが私財をなげうって経営を続けたり、人件費が低く抑えられている現状があるようです。お話を聞くところによると、やめたくても、自分たちの施設を多くの方が利用し、子供たちに望まれていることを考えると、何とか頑張っただけでいかなくてはという話を伺ったことがあります。しかし、同時に、子供たちの命を預かる以上、保育の質は落とすことができないとも伺いました。

町は、子育て支援の一つとして、保育料の実質値下げを検討されていると伺っておりますが、これらは認可外保育施設を利用する保護者は何の恩恵も

受けられません。認可外保育施設がなければ、その一部は当然認可保育施設を希望することも考えておかなければなりません。当然そうなると、待機児童がふえるものではないかと予想されます。

よって、本事業は、ぜひとも早急に取り組んでいただきたいと考えております。町が認可、認可外の両施設のバランスをしっかりと保ち、本当の住民のためになるようなことを期待しております。

よって、本案に賛成の意思を示し、討論といたしたいと思いますが、最後に一つ、今回、先ほど委員長報告にもございましたが、対象施設が1施設でございました。本町の中にはほかにも認可外施設がございます。その認可外保育施設にもやはり何らか光を当てていただきたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第62号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

場内の時計で14時40分まで休憩します。

(休憩14時30分～14時40分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第54号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、日程第6、議案第63号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生
常任委員長 (西岡克之議員)

それでは、御報告いたします。

平成24年第4回長与町定例会において、12月10日、本文教厚生常任委員会に付託を受けました議案第54号、平成24年度長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についての件について御報告をさせていただきます。

12月11日、午前9時30分より、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか関係職員の出席を求めて質疑を行

い、慎重に審査を重ねてまいりました。

審査の中身としては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行され、同日、外国人登録法が廃止されたことから所要の整備を図るもので、内容については、規約に別表が1と2があり、2の備考の中に外国人登録原票の文言を削り、「並びに」を「及び」にと改めるものであります。

質疑を重ね、慎重に審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第63号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御報告をいたします。

12月11日、田島生活福祉部長、小佐々健康保険課長ほか関係職員の出席を求めて審査をし、質疑を重ねてまいりました。

本件は、歳入歳出の既定の予算にそれぞれ1,779万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ46億672万1,000円とするものであります。主な内容といたしましては、23年度実績確定による追加交付や交付金、繰入金のそれぞれの実績確定による減額や、財源組み替えに伴う補正でありました。

質疑の主なものとしては、高額療養費の増加についてはどのような対処をするのかとの質疑には、ジェネリック医薬品の啓発や特定健診の受診啓発で重篤な状態になる前に病気の発見や、また、ヘルシーウオークなどで健康志向の意識の向上を目指すなどの答弁がありました。

慎重に質疑を重ねた結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、御報告させていただきます。

議長 (山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第54号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第63号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第54号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第54号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第63号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第63号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第58号、長与町林業開発促進資金貸付条例及び長与町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第59号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第60号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第61号、長与町公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第64号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第65号、平成24年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

建設産業常任委員長。

建設産業常任委員長（山口憲一郎議員）

それでは、御報告をいたします。

去る12月10日、本会議におきまして建設産業常任委員会に付託を受けました議案の審査の結果について報告をいたします。

議案第58号、長与町林業開発促進資金貸付条例及び長与町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例につきましては、12月12日、委員全員出席のもと、説明員として鈴木建設部長、浜口農林水産課長、そのほか関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、長崎県林業公社が長崎県から公益社団法人として移行認可を受け、平成24年6月1日に社団法人から公益社団法人に名称を変更したことに伴い所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

審査の過程で、社団法人と公益社団法人との違いは何なのかという質疑に対しては、公益目的23事業に該当する公益に関する事業として認められれば公益社団法人になることができるという答弁でありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例につきましては、12月13日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、谷口水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、住民サービスの向上及び給水契約事務の円滑化を図るため、給水開始申込手数料の徴収を廃止するものであるとの説明がありました。

審査の過程で、純利益を占める割合が0.8%である。32条の給水開始申込手数料1,000円を廃止するということですが、全般的な手数料の見直しは考えなかったのか、また、今回、給水開始申込手数料の廃止だけにとどまった理由はという質疑に対しては、工事許可手数料、竣工検査手数料などいろいろありますが、長崎県下で1市5町のみが給水開始申込手数料を徴収しています。時津町も平成23年度から廃止し、全国的にもこの手数料を徴収している団体も少ないため、今回廃止するものである。ほかの手数料については、将来的に統合等の見直しを図っていくとの答弁でした。

また、給水開始手数料の廃止で窓口での受け付け事務がどの程度短縮されたのかとの質疑に対しては、1人当たり10分程度要していた時間が5分程度に短縮されましたとの答弁でありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例につきましては、12月13日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、浦川下水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるために改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により下水道の一部が改正され、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について、条例に委任されたことに伴い改正するのであるとの説明を受けました。

審査の過程で、表中の数値の変更の内容はどのようになっているかという質疑に対しては、第3条第4号、表中2列目の配水人口150が反映されていなかったため150以上300未満に、同表中、配水管の内径の180ミリの管が汎用品でないため200ミリに、同じく同条5号、表中の配水管の内径の180ミリを200ミリに、第6条第4項、表中、工事費に2万が反映されてないため、2万以下に定めるものとの答弁でありました。

また、所要の改正に当たる部分はどこかという質疑に対しては、第2条の用語の定義について、現行条例では、この条例において次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるとありますが、条例には号がなく、項で規定しておりますので、項で改正を行ったものです。配水施設、処理施設については、法の改正に伴うものであるとの答弁でありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号、長与町公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、12月13日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、浦川下水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、高田南土地区画整理事業地内において、長与・長崎両処理区の宅地造成が行われることに伴い、町内において受益者負担金等が賦課される宅地と賦課されない宅地が存在することになるため、町民の負担の公平性を確保することを目的に、条例の一部改正を行うとの説明がありました。

審査の過程で、高田南区画整理で長崎市処理区も負担金を賦課するということが、長崎市でなく長与町の下水道で処理することはできないのかとの質疑に対しては、長崎市処理区については、公平性の確保のため、賦課をするということである。地形的に長与町処理区に取り込むことは困難であるとの答弁でした。

また、負担金の単価は幾らにするのか、単価については長崎市と十分協議しておかなくてはならないのではないかと、本会議での町長の説明では、区画整理のみ賦課すると感じたが、区画整理以外も賦課するのかとの質疑に対しては、負担金の単価は242円で、長与町と同じである。負担金については、土地所有者に賦課するものであり、長崎市に請求するものではないため、長崎市と協議するというより、長与町内での公平さを考慮している。公平性の観点から、区画整理事業区域だけでなく、農地などを新たに宅地にする場合は、区画整理以外でも賦課することを考えている。なお、条例により、供用開始の告示から3年を経過すると賦課することができませんので、従来から宅地であるものについては賦課いたしませんとの答弁でありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものに決しました。

次に、議案第64号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、12月12日、委員全員出席のもと、説明員として鈴木建設部長、日野都市整備課長、そのほか関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ500万円を増額するもので、高田中学校通学路の安全対策等による工事請負費が必要となったことによるものである。また、繰越明許費として高田土地区画整理事業で1億8,000万円をお願いするものであるとの説明を受けました。

審査の過程で、繰越明許費の事業実施箇所の説明、繰越金による工事予定箇所の説明を求め、図面にて審査をいたしましたが、繰り越しの対象となる箇所が補償費1件であるが、今まで工事によるものが上がっていたが、現段階で補償のほかに工事は無いのかという質疑に対しては、11月県議会に合わせて現段階で確実に繰り越すものを計上している。これから3月までの間に予算執行に向けて県が実施していく中で、繰り越しをしなければならない箇所の把握は県から詳細は聞いていない。確実に繰り越すと予定されるものを計上しているという答弁でございました。

また、繰越金で実施する高田中学校通学路安全対策による工事費について、車道を広げて歩道部分を拡幅するということであるが、現況の道路幅員はどの程度かという質疑に対しては、道路台帳からであるが、約4メートルから8メートルぐらいであるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第65号、平成24年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、12月12日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、谷口水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、収益的収入及び支出の部で、水道事業費188万5,000円の増額補正で、人事異動による営業費用の増額、資本的収入及び支出の支出で、資本的支出334万8,000円の増額補正で、榎の鼻土地区画整理事業にかかわる配水池用地購入による建設改良費の増額であるとの説明を受けました。

審査の過程で、用地の面積、単価、場所はどのあたりになるのかとの質問に対しては、配水池用地の面積は1,857.77平方メートル、単価につきましては、売買契約を締結しておりませんので、答弁は差し控えさせていただきます。場所については、地権者がお二人おありまして、一人は高田郷3925番地、もう一人は嬉里郷216番地になりますとの答弁でありました。

また、面積は1,857.77平方メートルということですが、この面積は配水池だけの面積なのか、道路等をすべて含めた面積なのか教えていただきたい、それから、配水池としてどの程度の規模の配水池を建設する予定なのかという質疑に対しては、配水池のほかに区画整理から外れた道路用地が一部この面積に含まれている。また、配水池タンクの容量としては1,840立方メートル、大きさは縦14メートル、横22メートル、高さ6.5メートルの予定であるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（山口経正議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第58号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第59号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第60号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第61号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第64号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第65号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第58号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第58号、長与町林業開発促進資金貸付条例及び長与町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第59号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第59号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第60号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第60号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第61号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第61号、長与町公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第64号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第64号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第65号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第65号、平成24年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、発委第1号、長与町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営
委員長 (堤理志議員)

発委第1号、長与町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提

案理由の説明をいたします。

このたびの改正は、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に施行され、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、公聴会に関する規定第117条から第122条を第14章として加え、参考人に関する規定123条を第15章として加えるものであります。また、第17条及び第73条で委任をされている地方自治法の規定を今般の法改正に合わせて整備するものであります。

なお、本規則の施行期日は公布の日からといたします。ただし、第73条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律、これは平成24年の法律第72号でありますけれども、この附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行するものといたします。

以上、長与町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由の説明といたします。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発委第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから発委第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第13、発委第1号、長与町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、発委第2号、長与町議会委員会条例の一部を改正する条例を

議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営
委員長 (堤 理志議員)

発委第2号、長与町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をいたします。

これまで地方自治法では、第109条、常任委員会、第109条の2、議会運営委員会、第110条、特別委員会と条立てされていましたが、これらの規定が第109条に統合され、地方自治法から削除された規定を本条例で規定するものです。

なお、本条例の施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行するものといたします。

以上、長与町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由の説明といたします。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発委第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから発委第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第14、発委第2号、長与町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
会議規則第122条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第16、委員会の閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員長、議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

以上で本日の議事日程は終了します。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

町長。

町長 (吉田慎一君)

どうも皆さん、お疲れさまでございました。一言ごあいさつをさせていただきます。

去る12月5日に開会をしていただきました平成24年第4回長与町議会定例会も、本日、閉会となるわけでございます。

この1年間を振り返りますと、就任以来初めての議会が6月定例会であり

ました。今後4年間の長与町が目指すまちづくりの一端であります所信表明をさせていただいたところでございます。さらに9月定例会あるいは臨時議会も開会していただき、多くの一般質問等をいただき、町政の発展の立場から御指摘、御指導を賜りしたことに心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

あわせて、提案いたしました各議案につきましても、それぞれ御決定をいただきまして、本当にありがとうございました。皆様からの御指導、御提案、御指摘につきましては、真摯に受けとめさせていただきまして、これからの長与町が住みたい、住み続けたい、住んでよかったと思えるような幸福度日本一の町になることを目標に、職員一丸となりまして、全力で努力をしてみたいので、今後とも皆様方の御指導、御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます次第でございます。

さて、ことしも残り少なくなってまいりました。議員各位には、大変お世話になりました。皆様方より賜りました御厚情、御高配に深く感謝の意を表する次第でございます。

来るべき新年が各議員の皆様方にとりまして夢と希望に満ちたすばらしい年でありますことを心から御祈念申し上げ、お礼の言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長 (山口経正議員)

次に、私から、閉会に当たり、議会改革にかかわる報告をいたします。

去る10月16日の臨時会において長与町議会議員定数条例が改正となり、次の一般選挙から16人の定数となったことは皆さん御案内のとおりであります。

今後は、議会に対し、住民の皆さんに関心を持ち続けていただき、より身近な議会や町政として感じていただかなければなりません。そのためには、より一層開かれた議会を目指して、さまざまな議会改革に取り組む必要があると議員全員が認識しているところであります。

そこで、開かれた議会の一環として、今会期の全員協議会におきまして、新しい情報発信の手段を2つ決定して、実施することになりました。

1つは、議会のインターネット配信であります。準備が整えば、次の3月議会から、ユーストリームを活用して開始したいと考えております。

2つ目は、長与町議会フェイスブックページの開設であります。本会議や委員会のお知らせなど、いち早く伝えていく方針であります。

この情報発信について、広く周知を図って、御高覧いただきたいと考えておりますので、町民皆様並びに職員の皆様方に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、同時に、東日本大震災の教訓を踏まえ、長与町議会災害対応要領を整備いたしました。町の災害対策本部が設置された際、議会体として災害対策支援本部を立ち上げ、迅速かつ適切な対応を図ってまいります。この対応マニュアルを活用されないことが望ましいことではありますが、備えあれば憂いなしということわざが示すように、有事に備える姿勢が大事ではないかと

の思いから、全員一致で決定した次第であります。これもまた執行側の御理解と御配慮をお願いいたします。

さて、本年は、依然として続く景気低迷の中、私どもを取り巻く環境が著しく変化した年でありました。ことしを象徴する漢字は、オリンピックイヤーになぞらえて「金」となりました。だれしもが自分のゴールドメダルを目指して走り続けた1年ではなかったかと思えます。来る年も皆様方にとって輝かしく最良の新年が訪れますように御祈念申し上げまして、私の感謝とお願いを込めた報告とさせていただきます。

これにて会議を閉じます。

これで平成24年第4回長与町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(閉会 15時25分)

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議長

署名議員

署名議員